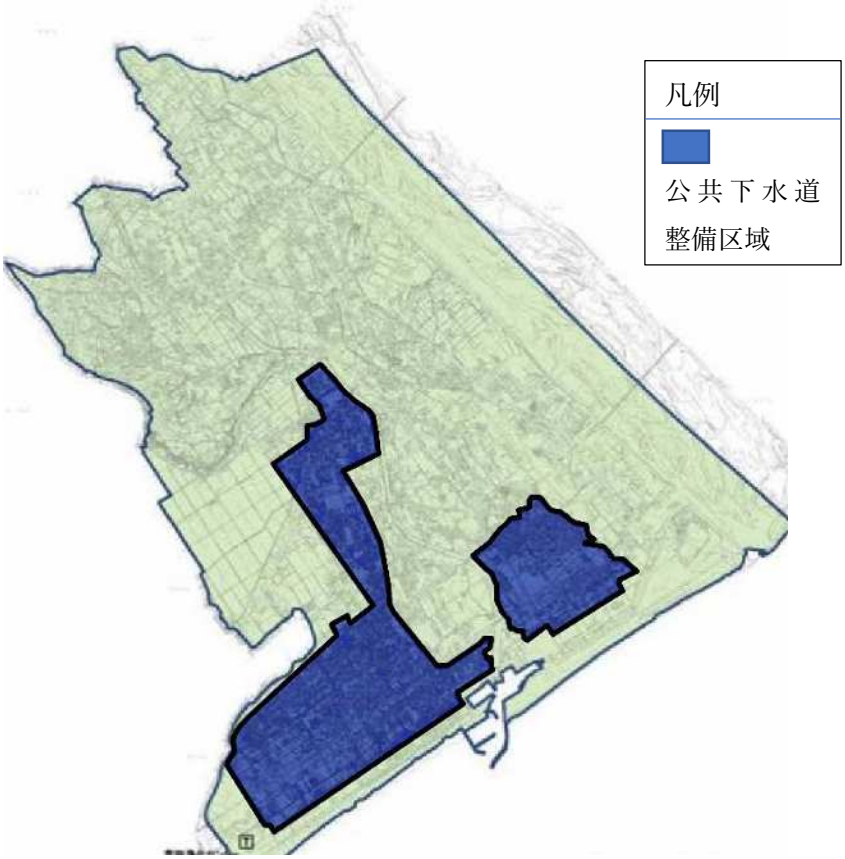
吉田町公共下水道使用料改定について

1. 公共下水道の整備状況

- **整備開始と供用開始**
  平成２年１月に事業認可を取得後、公共下水道の整備を開始
  平成７年３月に終末処理場「吉田浄化センター」が完成し、供用を開始
- **企業会計方式の導入**
  令和２年度より企業会計方式を導入し、独立採算制の原則に則った効率的・効果的な事業執行を推進
- **整備計画の見直し**
  令和２年度に策定した「吉田町汚水処理ビジョン」に基づき、令和３年度に汚水処理区域を見直し（920ha→379ha）。令和８年度までに整備概成を目指す公共下水道全体計画を見直し
- **令和７年度末の整備状況**

全体計画区域	汚水管きょ整備
379ha	令和７年度に概成



吉田町公共下水道区域図

2. 下水道の必要性

当町の下水道は、生活排水を適切に処理することで、河川や海の水質を守り、環境汚染を防ぐ重要な社会基盤です。また、悪臭や害虫の発生を防ぎ、地域の衛生環境を改善します。住民の安心・安全で快適な暮らしを支え、地域の持続可能な発展に貢献します。

3. 現在の下水道事業の経営状況

本来、下水道事業は、下水道を利用する皆さまに、事業に必要な経費を使用料としてご負担いただくことが原則です。

この経費には、次の２つがあります。

- **維持管理費**

  汚水をきれいにするための施設の運転、点検などに必要な費用

- **資本費**

  下水道管や処理場等の施設整備、更新に必要な費用

下水道事業は、使う人が少なくても、施設の点検や修理などに一定の費用がかかり、小さな事業規模では、使用料収入だけで運営していくことが難しい状況です。また、事業計画の策定当時は、人口の増加や利用の広がりを見込んでいましたが、人口減少などにより、当初の想定どおりには進みませんでした。

このような状況により、現状の使用料収入だけでは、これらの費用を十分に賄えておらず、本来道路を直したり、福祉や子育てに使われる予定の税金を下水道事業の不足分に充当せざるを得ない状況となっております。

税金の充てられている割合を示すと下図のとおりとなります。

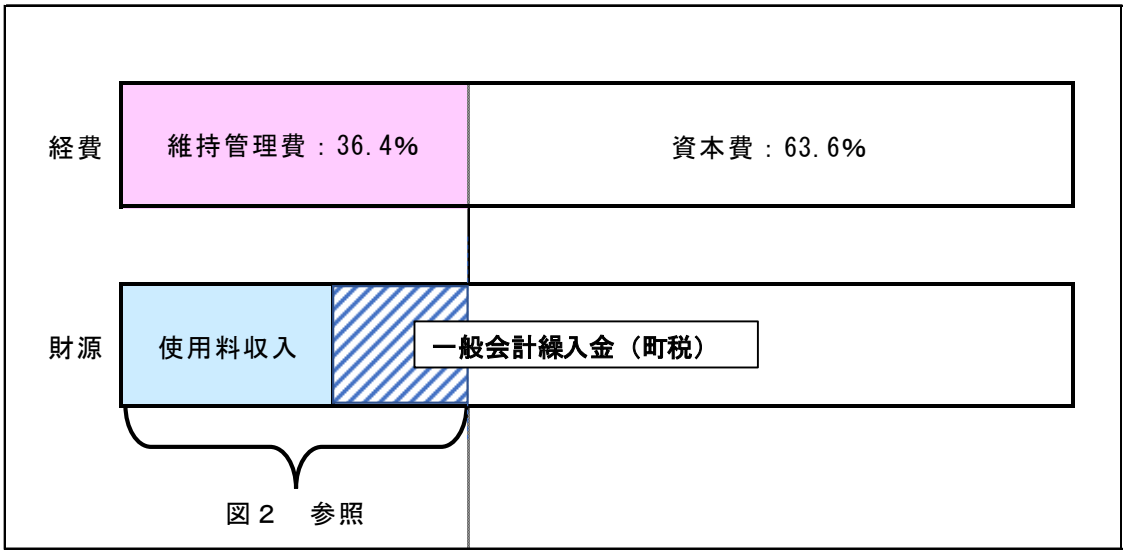


図１　経費負担区分とその財源

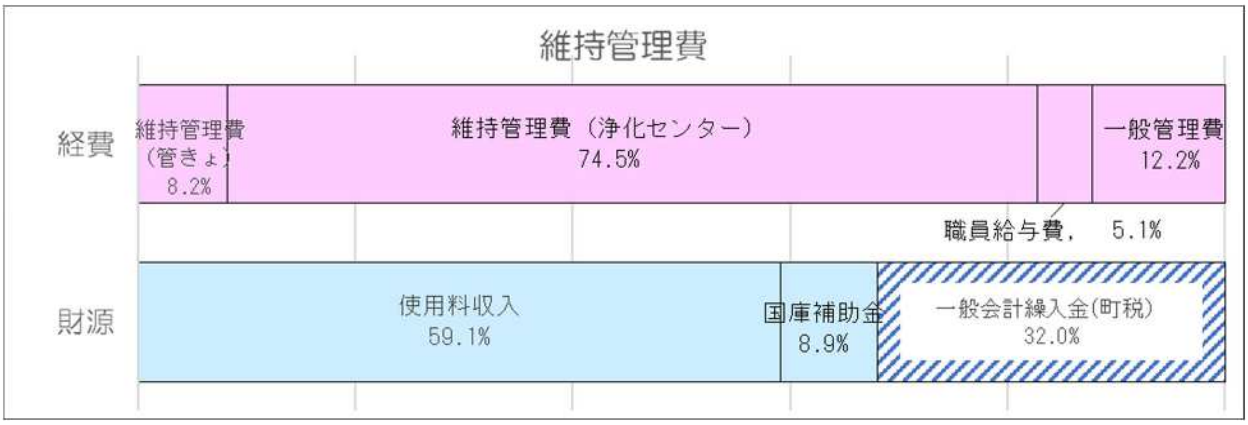


図２　町の維持管理費負担区分とその財源（令和６年度実績）

財源のうち「一般会計繰入金（町税）」は税金を財源としているため、使用料収入で賄えることを目指していきます。（経費回収率 100%）

このことから、経費削減などを行いながら以下のとおり使用料の改定を行っています。

4. 下水道使用料の改定について

令和２年度　汚水処理ビジョンの策定

下水道と合併処理浄化槽を地域の実情に応じた、効率的かつ適正な整備を進めることを目的とし、全体計画面積を 920ha から 379ha に変更しました。

令和２年度　経営戦略の策定

・計画期間　令和３年度から令和 12 年度まで
・令和８年度までに面整備を完了し、公共下水道整備の概成を目指す。
・経営基盤強化を図る施策の一環として、令和 12 年度までに経費回収率 100%を目指すため、使用料改定の実施を行うことを策定しました。

令和４年度　下水道料金審議会の答申（１回目）

使用料について、令和６・９・12 年度に令和４年度を基準として、各年度改定率 33%の上昇とするとの答申を受けました。

令和５年度　条例改正（１回目）

令和５年６月議会定例会において料金改定の条例改正について、議会承認をいただきました。

令和６年度　下水道使用料の改定（１回目）

平均 33%の使用料改定を令和６年４月から実施しました。

令和７年度　下水道料金等審議会の答申（２回目）

令和７年度に吉田町下水道料金等審議会を開催し、令和４年度審議会の答申に基づき、令和９年度に令和４年度を基準として 66%の引き上げとする、答申を受けました。

令和８年度　条例改正（２回目）

令和８年９月議会定例会へ料金改定の条例改正案を提出しましたが、町民への周知不足や経営改善の優先等を理由に否決されました。

諮問書

吉上下第１７３号
令和７年５月14日

吉田町下水道料金等審議会
会長　遠　藤　誠　作　様

吉田町上下水道事業管理者
吉田町長　田　村　典　彦

下水道使用料の改定について（諮問）

当町では、持続可能な下水道事業の運営を図るため、下水道料金制度の見直しを継続して検討しています。

令和４年度に吉田町下水道料金等審議会に対し「下水道使用料の改定について」諮問し、令和５年２月２１日付で答申をいただきました。

当該答申におきましては、

⑴ 「下水道使用料による自立経営」を実現するため、下水道使用料について「経費回収率１００％相当額」への改定について３年毎３段階を目標として行うこと。

⑵ 使用料体系について基本水量制を撤廃した上で、激変緩和を目的として累進使用量制を一部採用すること。

等が提言され、下水道使用料の段階的改定と体系見直しが示されました。

その後、町では、答申内容を踏まえた料金改定を実施しましたが、今回、令和４年の答申に基づく段階的見直しを実施する必要があるため、貴審議会に対し御意見を賜りたく、吉田町下水道料金等審議会条例第１条の規定に基づき諮問いたします。

答申書

令和８年２月１７日

吉田町長　田　村　典　彦　様

吉田町下水道料金等審議会
会　長　遠　藤　誠　作

下水道使用料の改定について（答申）

令和７年５月 14 日付け吉上下第 173 号により諮問を受けたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

１　はじめに

吉田町の下水道事業は、地方公営企業法を適用しており、「下水道使用料による自立経営」の実現を目指すことは、本来のあるべき姿である。

令和６年に下水道使用料の改定を行ったが、当町の下水道事業は、現在も一般会計から多額の補填を受けて運営しているのが現状であり、下水道事業の恩恵を受けていない町民からの税金が投入されることによる税負担の不均衡及び本来は教育や福祉等、当町の行政施策の財源として活用すべき一般会計からの繰入金により収支不足を補っていることが問題である。

本審議会は、吉田町下水道事業の健全かつ持続可能な運営に資するため、下水道使用料の在り方について、慎重に審議を行った。

２　答申内容

下水道事業の将来にわたる持続性及び健全な経営の確保の観点から、今後も経費削減や水洗化率の向上に対する施策などの経営努力を継続することが前提とはなるが、次のとおり改定すべきである。

ただし、改定の実施に当たっては、急激な物価上昇等により地域経済や町民生活に甚大な影響をもたらしている現状を踏まえ、慎重に判断されたい。

(1) 下水道使用料改定時期と改定率の目安

受益者負担の原則を踏まえた上で、「下水道使用料による自立経営」を実現するために、改定率については、令和４年度の答申書策定時に算出した目標値に対して順調に推移していることから、従来の計画どおり令和４年度から見て、令和９年度に66%の引き上げとすることとする。

この場合、令和６年度から見た令和９年度の使用料の引き上げ率は約24.8%となる。

(2) 使用料体系

使用料体系は従来の体系を維持しつつ、累進使用量制については、激変緩和を目的として、引き続き０から10㎥の間で一部採用するが、緩和率については縮小する。

3　付帯意見

①　使用料改定に当たり、住民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

②　下水道の役割である汚水処理事業を確実に果たし、水環境を守るよう適切な施設運営を行うこと。

③　水洗化率を高めるため、未接続者に対して、積極的な広報活動等接続推進が図られる事業を行い、更なる水洗化率の向上に努めること。

④　下水道事業の経営について、人口減少により、将来の使用料収入は減少する見込みである一方、更新費用の増加は見込まれる。更新費用を含めた下水道事業としての使用者負担と一般会計負担の在り方について、町として対応を考えること。

⑤　物価高騰により町民生活が厳しい中であるが、下水道事業の安定運営のため、今回の料金改定はやむを得ないものと判断した。なお、今後も経費削減などの経営努力に努めること。

下水道使用料新旧対照表

○条例改正内容（案）

【現行】使用料（税抜）

基本使用料（1か月当たり）…1,100円

従量使用料（1か月当たり）…10㎥まで 31円／㎥

10㎥を超えるもの 113円／㎥

【改正後】 使用料（税抜）

基本使用料（1か月当たり）…1,370円

従量使用料（1か月当たり）…10㎥まで 56円／㎥

10㎥を超えるもの 130円／㎥

○下水道使用料（案）早見表

※２か月当たりの使用料（税込）（基本使用料+合計従量使用料）

使用水量	現行	改定後	増加額
0㎥	2,420円	3,014円	594円
5㎥	2,590円	3,322円	732円
10㎥	2,761円	3,630円	869円
15㎥	2,931円	3,938円	1,007円
20㎥	3,102円	4,246円	1,144円
25㎥	3,723円	4,961円	1,238円
30㎥	4,345円	5,676円	1,331円
35㎥	4,966円	6,391円	1,425円
40㎥	5,588円	7,106円	1,518円
45㎥	6,209円	7,821円	1,612円
50㎥	6,831円	8,536円	1,705円
55㎥	7,452円	9,251円	1,799円
60㎥	8,074円	9,966円	1,892円
100㎥	13,046円	15,686円	1,640円
150㎥	19,261円	22,836円	3,575円
200㎥	25,476円	29,986円	4,510円

※使用料は1㎥単位で算出されます。上の表は2か月分の使用料です。

県内市町との使用料比較

１か月当たり



※令和８年 10 月現在の下水道使用料を記載しています

合併処理浄化槽維持管理費と下水道使用料の比較表(年額)

税込

区　分	時　期	金　額
合併処理浄化槽（維持管理費）	現行	５４，０８４円
下水道（使用料）	現行	３６，５１０円
	改正案（Ｒ９）	４４，３５２円

・合併処理浄化槽の年間維持管理費は、保守点検、清掃、電気料金の合計金額であり、部品交換、修繕代は含まれていません。

・下水道使用料は、２か月 42 ㎥として年額を算出しています。
（１世帯当たりの平均人数及び平均給水量により算出しています。）

５.町の取組

(1)住民への説明

・これまでの取組

広報よしだ、ホームページ、LINE、検針時の水道使用量のお知らせなどを活用し、使用料改定や下水道についてのお知らせ、接続推進のお願いなど、あらゆる機会を活用し、継続的なお知らせを行っております。

・今回の取組

住民説明会の開催

(2)経営努力の推進

・これまでの取組

①整備区域見直しによる費用削減

全体計画面積 920 haを経済性の観点から 379 haに縮小しました。

②民間委託の活用

窓口業務や料金収納等を民間に委託することで効率的な運営の実施をしています。

③職員体制の見直し

汚水管路築造の概成などにより職員数の見直しを実施しました。

④未加入世帯へのダイレクトメール（ＤＭ）送付・戸別訪問

下水道未接続の方に対してＤＭを送付。戸別訪問も行い、重要性等を伝え、加入促進を図っています。

⑤電力供給体制の適正化による電力費削減

浄化センターにおける電力使用状況を分析の上、より安価な電力供給会社へ切り替えることで電力費の削減をしています。

・現在進めている取組

①浄化センター用地の活用

浄化センター内に、再生可能エネルギー設備（太陽光パネル等）設置による浄化センターへの電力供給の可能性調査を行っています。

②し尿等の共同処理による効率化検討

衛生センターにおいて処理を行っている、し尿及び浄化槽汚泥について、共同処理のための検討を行っています。

これらの取組により、経費回収率の更なる向上を目指します。

６.今後の予定

町では、本住民説明会のほか、ホームページ等により、下水道の現状や財政状況のお知らせを行い、下水道使用料改定に関する条例改正案を 12 **月議会定例会**に再度上程する予定です。